

当初、①国道4号のみ協定締結を希望する会社

## 災害時における災害応急対策業務に関する協定（案）

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所（以下「甲」という。）と〇〇建設株式会社 〇〇支店（以下「乙」という。）は首都直下地震時の「災害応急対策業務」の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### 第1条 目的

国土交通省関東地方整備局では、東京23区内で震度6弱以上の首都直下地震が発生した際に、都心に向けた八方向（八方位）毎に優先啓開ルートを設定し、一斉に道路啓開を行う（八方向作戦）。そのうち、甲は、北方向である国道4号（日本橋～新善町交差点）の責任啓開事務所であり、本協定は、震災時に被災状況の把握及び早急な道路啓開を実施することを目的とする。

### 第2条 実施区間

実施区間は、別紙－4で示す国道4号とする。

2 災害等の状況により、必要な場合には、上記実施区間以外に出動を要請することができるものとし、乙は原則としてこれに応じるものとする。

### 第3条 協力要請

甲は、所管施設に災害が発生または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し「災害応急対策業務」の協力を要請することができるものとする。

また、災害応急対策業務を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

なお、乙は災害応急対策業務以外において、実施区間にかぎらず、北首都国道事務所所管施設に異常を発見した場合には、甲に報告などの協力を行うものとする。

### 第4条 実施体制の報告

乙は、災害時に備え、あらかじめ「災害応急対策業務」の実施に必要な人員体制並びに建設資機材の数量等を把握し、甲へ別途指定する書面により定期的（6ヶ月程度）に報告するものとする。

2 前項の建設資機材等に著しい変動があった場合又は甲の要請があった場合は、保有状況を速やかに、甲に書面により報告するものとする。

3 甲は、甲の保有する建設資機材等について、1項、2項と同時期に乙に書面により通知するものとする。

#### 第5条 建設資機材等の情報共有・提供

甲及び乙は、お互いの建設資機材の数量等について情報共有し、それぞれから要請があった場合、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等の提供をするものとする。

#### 第6条 「災害応急対策業務」の内容

甲が、乙に対し要請を行う主な内容は以下の通りである。

(災害応急対策業務)

##### ① 緊急点検 (パトロール)

災害が発生または発生が予想される場合に緊急点検を実施し、橋梁などの重要施設の被害状況、沿道家屋及び高木、電柱などの倒壊や放置車両による道路閉塞状況、渋滞、液状化等の事象を把握し、事象毎に報告を行う。

##### ② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および危険箇所の注意喚起、交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

##### ③ 道路啓開

緊急車両の通行確保（原則として2車線確保とするが、被災状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし必要に応じ誘導員を配置）を図るため、倒壊・散乱している沿道家屋及び高木、電柱などの障害物の除去、段差発生箇所の路面及び橋梁部の土嚢等による段差処理、災害対策基本法第76条の6に基づく路上放置車両の移動並びに冠水時の排水処理等を実施する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

##### ④ 応急調査

道路施設の損傷箇所において、応急復旧に向けた補修や補強の検討のため情報収集・調査を行うものとする。

##### ⑤ 応急復旧

道路啓開後、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差

処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各被災箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

なお、必要に応じて甲が保有する災害対策用建設機械等の運搬及び操作を行うものとする。

⑥ 防災訓練

甲乙間の情報連絡訓練、甲が保有する災害対策用機器等の操作訓練等を行うものとする。

⑦ その他

上記の他、甲が「災害応急対策業務」に関する具体的な要請を行った場合、乙は要請内容に基づき活動を実施する。

## 第7条 出動要請

甲は、乙に対して第3条に基づき、「災害応急対策業務」の実施を要請する場合は、書面又は電話等の方法によるものとする。ただし緊急かつやむを得ない状況において電話等にて要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面の提示が可能となった時点で遅滞なく乙へこれを提示するものとする。

2 乙は、要請の受諾をする場合、速やかにその意思を書面にて甲へ提示するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない状況によりこれを行えない場合、電話等により受諾の意思を甲に知らせるものとする。なおこの場合、甲からの書面の提示をもって速やかに書面による受諾の意思を甲に示さなければならない。

3 乙は、出動要請を受けた場合、直ちに出勤し「災害応急対策業務」を実施するとともに、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報告するものとする。

## 第8条 みなし出動要請

第6条①の緊急点検は、気象庁発表の震度情報により、第2条に基づく協定区間にかかる市・区において、東京23区内で震度6弱以上の首都直下地震を確認した場合、かつ甲乙間の通信連絡が不能である場合に、甲からの要請があったものとみなして、乙は、出動するものとする。

2 この場合乙は、前項に示す業務と平行して、甲との連絡体制を確保するために必要な処置を講じ、連絡体制が確保されたのち速やかに、書面により要請を受けたと見なした事実、ならびに要請の受諾に関する意思を甲に報告するものとする。

また、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先等を報

告するものとする。

- 3 第1項の緊急点検により乙が被害状況を把握しているにもかかわらず、甲乙間の通信状況の改善が見られない場合や甲からの出動要請が不可能な場合は、乙の判断により必要な応急対策業務（緊急点検、緊急措置、道路啓開）を段階的に実施するものとする。

## 第9条 契約の締結

甲は、第7条に基づき、乙に出動要請（第8条含む）した時は、「災害応急対策業務」に関して、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

## 第10条 甲乙間の連絡窓口

甲乙間の連絡窓口（災害時における社内の体制について把握・指示し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めておくこと。

- 2 甲乙間の連絡窓口（氏名、役職、平日昼夜・休日の連絡先（携帯電話、メール等））は、甲乙間で別途指定する連絡表にて共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

## 第11条 「災害応急対策業務」の指示

（災害応急対策業務）

- ① 直接の指示は、当該実施区間を担当する北首都国道事務所管理課長（以下「管理課長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第8条による甲の出動要請が不可能な場合は、乙の判断により必要な応急対策業務（緊急点検、緊急措置、道路啓開）を段階的に実施するものとする。
- ② 前項のただし書きにおいて、甲との連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲へ報告するものとする。

## 第12条 「災害応急対策業務」中の報告

（災害応急対策業務）

- ① 乙は、第7条に基づく出動要請を受諾した場合、直ちに出勤し管理課長の指示に従い業務に着手するものとする。
- ② 乙の現場責任者は、出勤及び業務開始時刻を管理課長へ電話、メール等で報告するものとする。ただし、通信連絡が不能である場合は、管理課長と連絡が可能になった時点で速やかに報告するものとする。
- ③ 乙の現場責任者は、出勤後遅滞なく業務開始時刻・終了予定時刻、人員体制及び手配可能な建設資機材等を管理課長へ電話、メール等で報告するものとする。

ただし、通信連絡が不能である場合は、管理課長と連絡が可能になった時点で速やかに報告するものとする。

- ④ 緊急点検については、参集場所から協定区間までの被害状況・交通状況、緊急点検実施区間、橋梁などの重要施設の被害状況・発見時刻、また徒歩等による実施か否かなどについて、電話、メール等にて管理課長へ報告するものとする。

ただし、通信連絡が不能である場合は、管理課長と連絡が可能になった時点で速やかに報告するものとする。

- ⑤ 業務中、第三者に損害を及ぼした時、または建設資機材等に損害が生じた時は、直ちに電話、メール等で管理課長へ報告するものとする。

### 第13条 「災害応急対策業務」完了の報告

乙は、「災害応急対策業務」が完了した時は、直ちにその旨を電話、メール等にて管理課長へ報告するものとする。

ただし、通信連絡が不能である場合は、管理課長と連絡が可能になった時点で、速やかに報告するものとする。

### 第14条 実施報告

乙または現場責任者は、「災害応急対策業務」の完了後、開始時間・終了時間及び人員体制・使用した建設資機材等の内訳について書面により速やかに管理課長へ報告するものとする。

### 第15条 安全の確保

乙は、「災害応急対策業務」にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、作業員の安全確保に努めなければならないものとする。

### 第16条 費用の請求

乙は、「災害応急対策業務」（防災訓練を除く）の完了後、当該業務・作業に要した費用の見積書を甲に提出するものとする。

### 第17条 費用の支払い

甲は、第16条の規定による見積書の提出を受けた時は、内容を精査し、その費用を支払うものとする。

### 第18条 損害の負担

「災害応急対策業務」の実施において、第三者に損害を及ぼした場合、乙がその損害を賠償しなければならないものとする。ただし、損害の内、

甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。

- 2 「災害応急対策業務」の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした時、または建設資機材等に損害が生じた時は、乙は、その事実を直ちに管理課長へ電話、メール等にて報告するとともに遅延なくその状況を書面により甲に報告し、その措置について甲乙協議して定めるものとする。

#### 第19条 「災害応急対策業務」の特例

甲は、乙に対して、災害等による被災の状況によっては、第6条で規定する「災害応急対策業務」の内容以外及び第2条で規定する区間以外についても「災害応急対策業務」を行わせることができるものとする。

#### 第20条 管理区間対応

本協定締結後、締結がなされた乙の中から人員体制、参集場所の状況を審査した上で、甲乙にて協議を行い、第2条で規定する区間以外に、当事務所が管理する国道298号（和光市新倉四丁目～三郷市高州四丁目）において地震・大雨・大雪等の異常な自然現象、予測できない災害等の発生または発生の恐れがある場合において、災害応急対策業務を実施する旨の覚書を取り交わすものとする。

#### 第21条 身分証明書の発行

災害対策基本法に基づく「災害応急対策業務」を行う場合は、乙は甲若しくは甲の上部機関である関東地方整備局が発行する「身分証明書」を携行するものとし、必要に応じてこれを提示するものとする。

#### 第22条 緊急通行車両

本協定締結後、乙は本協定に基づき甲に対して乙が保有している緊急通行車両として登録可能な車両を事前に届け出をするものとする。

#### 第23条 有効期限

この契約の有効期限は、令和元年11月1日から令和4年10月31日までとする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに甲から乙に対して継続等の意向を確認し、解約の意向がない場合には3年間継続するものとする。なお、当該継続期間が満了したときも同様とする。

#### 第24条 協定の解約

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報もしくは会社更生法・民事再生法の申請等があった場合または協定の履行にあたり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

## 第25条 その他

この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

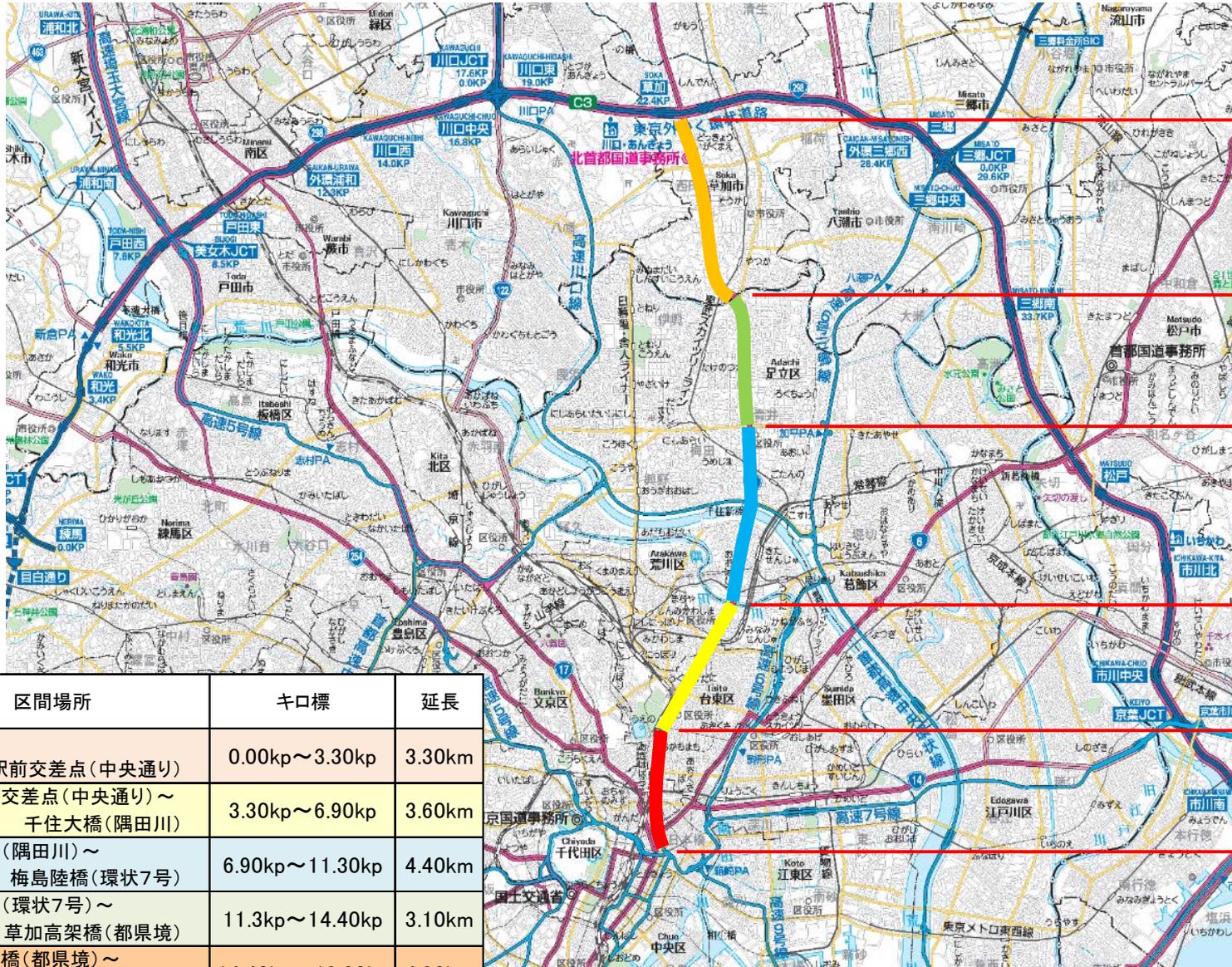
この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年10月 日

甲 国土交通省関東地方整備局  
北首都国道事務所長 山田 博道 印

乙 ○○○建設株式会社 ○○支店  
代表取締役社長 ○○ ○○ 印

# 災害時における災害応急対策業務に関する協定締結区間図



区間番号	区間場所	キロ標	延長
区間1	日本橋～ 上野駅前交差点(中央通り)	0.00kp～3.30kp	3.30km
区間2	上野駅前交差点(中央通り)～ 千住大橋(隅田川)	3.30kp～6.90kp	3.60km
区間3	千住大橋(隅田川)～ 梅島陸橋(環状7号)	6.90kp～11.30kp	4.40km
区間4	梅島陸橋(環状7号)～ 草加高架橋(都県境)	11.3kp～14.40kp	3.10km
区間5	草加高架橋(都県境)～ 新善町交差点(国道298号)	14.40kp～19.30kp	4.90km